

傍聴許可申請書

平成 年 月 日 開催の大阪府立長尾高等学校協議会について、

下記の事項を遵守しますので、傍聴の許可を申請します。

平成 年 月 日

大阪府立長尾高等学校 学校協議会 会長 様

申請者

住 所

名 前

電 話

記

(大阪府立長尾高等学校学校協議会 傍聴規則)

(第四条)

傍聴人は次に掲げる事項を守らなければならない。

- 1 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- 2 私語、談話その他の発言をし、拍手をし、又は騒ぎ立てないこと。
- 3 みだりに席を離れないこと。
- 4 飲食又は喫煙をしないこと。
- 5 携帯電話機、通信機器その他の音声を発する機器については、使用できないよう電源を切ること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(第五条)

傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。